

国際パラリンピック委員会ライセンス登録国内手続き規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

- 1 一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）会員登録者であって、2009年1月から国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）によって定められたIPCライセンスプログラムに基づいて、国際競技選手として登録しようとする選手の国内手続きなどを定める。

(対象者)

- 2 IPCライセンス登録の対象となる選手は、次のとおりとする。
 - (1) 国際大会強化指定選手規程等に基づく指定選手
 - (2) 世界パラ水泳連盟（以下「WPS」という。）公認の競技会で競技をし、そのリザルトをWPS公認記録としてWPSランキングに掲載を望む選手
(注) WPS国際クラスを所持し、そのステイタスがR又はCでない場合は、掲載されない。
 - (3) WPS公認クラス分け委員によるクラス分けを受検し国際クラスを得ようとする選手
 - (4) その他、本連盟「IPCライセンス登録審査委員会」の指定する選手

(提出書類と許可)

- 3 IPCライセンス登録をしようとする選手は、本連盟「IPCライセンス登録審査委員会」に次の書類を提出し、許可を受けなければならない。
 - (1) IPCライセンス登録国内手続き申請書
 - (2) IPCが登録に必要と定める書類

(提出時期及び期限)

- 4 提出時期及び期限については、その都度定め、ホームページ等により周知する。

(費用)

- 5 許可を受けた者は、IPCライセンス登録にかかる委員会で定める費用を指定する期日までに納めなければならない。

(IPCライセンス登録審査委員会)

- 6 本連盟内にIPCライセンス登録審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、委員は次の者とする。

委員長（技術委員長）	1名
副委員長（技術副委員長）	1名
委員（理事・会員登録担当等）	5～6名

(登録した選手の責務)

- 7 登録した選手は、W P S 公認クラス分けを受検した場合や国際大会などに出場した場合、その結果等を本連盟に報告しなければならない。

附 則 (注) 2013年4月8日登記完了

本規程は、当連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

本規程は、平成26年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、関係機関名の変更に準拠し、2017年12月1日から一部改訂実施する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。